



# 4月から区内全域で資源とごみの分け方が変わります!

詳しくは、各戸に配付したチラシをご覧ください

これまでの分け方

**資源**

ペットボトル・びん・缶・古紙

資源となる容器包装プラスチック  
(プラマークがあつて、汚れていないもの)



**不燃ごみ**

金属・ガラス・陶磁器 等

ゴム・皮革製品  
プラスチック(プラマークがないもの、または汚れているもの)

**可燃ごみ**

生ごみ・衣類・紙くず 等

※分別方法の変更に伴い、ごみの呼び方も変わります。

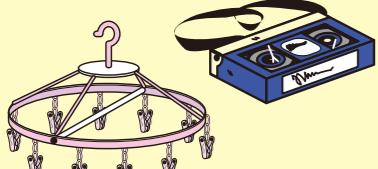
新しい分け方

ポイント!

<b>資源</b> (週1回)	これまでの資源	ペットボトル PEST	びん	缶	新聞・雑誌類・段ボール・紙パック	それぞれ決められた方法で出す
	新しく資源になるもの	トレイ ※色物、柄物を含む カップ容器 うどん カツカツ ヨーグルト	ボトル容器 ※ペットボトルは緑色のネット袋へ 洗剤 シャンプー	プラスチック製のキャップ類 パック容器 豆腐 豆乳	発泡スチロールなどの保護材 レジ袋・外袋・ラベル等 スーパー パン 衣類 せんべい お茶	汚れたものは洗う ペットボトル等は混ぜない ごみ容器又は透明・半透明の袋にまとめて入れて出す
<b>燃やさないごみ</b> (月2回)	プラスチック部分がはずせない金属製品 30cm未満の小型家電 ガラス・陶磁器 刃物類 金属類・乾電池 スプレー缶・ライター 電球・蛍光灯 カセットボンベ	刃物類は紙に包んで「危険」と表示する スプレー缶等は最後まで使い切る 電球等は紙のケースに入れる				
	ゴム・皮革製品 スニーカー・ゴムホース・ボール・革靴・革カバンなど	ゴム・皮革製品 スニーカー・ゴムホース・ボール・革靴・革カバンなど				
<b>燃やすごみ</b> (週2回)	ご新しく燃やす ごみとなるもの 生ごみ 紙くず 紙おむつ 衣類 木の枝・草花	ご新しく燃やす ごみとなるもの 生ごみ 紙くず 紙おむつ 衣類 木の枝・草花	ご新しく燃やす ごみとなるもの 生ごみ 紙くず 紙おむつ 衣類 木の枝・草花	ごみ容器又は、推奨袋にまとめて入れて出す		
	ゴム・皮革製品 スニーカー・ゴムホース・ボール・革靴・革カバンなど	ゴム・皮革製品 スニーカー・ゴムホース・ボール・革靴・革カバンなど				

◆なぜ、プラマークが付いているものだけを資源とするの?

プラマークの付いているものは、法律によりリサイクルの仕組みが確立しているためです。



プラマークがないものは  
リサイクルできません。



◆ペットボトルのキャップとラベルは、なぜ別にするの?

見た目は同じようでもペットボトルの本体部分とキャップ・ラベルは材質が異なり、リサイクルする方法が違うためです。



◆食品の残りや油分が付いている場合はどうするの?

食品の残りや油分などの付着により汚れているプラスチックはリサイクルには適しません。そのため、洗って汚れを取り除いてください。



※洗ったら水切りを!